食品安全関係情報(5月24日 ~6月6日

収集分※)について

「食品安全関係情報」として食品安全委員会が収集したハザード毎の地域別情報件数の概要

(集計数は、今回/前回)

	F 100√ +00 EB	国際機関 北米			欧州		州アジア			704	
5 B 0 4 B . C B C B . U	7 年 14 米	国際機関		カナダ			大洋州			中南米等	その他
	7.集件数 (合計91/116件				EU、EFSA	各国	FSANZ等	中国	各国	各国	報道、論文等も含む
(前回5月10日 ~5月23日) 化学物質·汚染物質 (8件)		(5/8件)	(5/9件)	(7/5件)	(21/17件)	(13/25件)	(8/6件)	(4/6件)	(5/6件)	(1/1件)	(22/33件)
化学物質 (23/31件)			0	1	1	0	1	0	0	0	5
	食品添加物 (3		0	0	3	0	0	0	0	0	0
	農薬 (9		0	0	5	1	1	1	0	0	1
	動物用医薬品 (1		0	0	0	1	0	0	0	0	0
	器具·容器包装 (2		0	0	1	0	0	0	1	0	0
			0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計 (23件		0	1	10	2	2	1	1	0	6
	細菌 (7件		2	2	1	0	1	0	0	0	1
	ウイルス (16		1	1	2	3	0	0	0	1	6
	原虫•寄生虫 (0		0	0	0	0	0	0	0	0	0
	プリオン (5		1	0	0	2	0	1	0	0	1
	植物性自然毒 (1		0	0	0	0	0	1	0	0	0
	カビ毒(マイコトキシン) (3		0	0	1	0	0	0	1	0	1
	動物性自然毒 (1		0	1	0	0	0	0	0	0	0
(38/37件			0	0	0	1	0	0	0	0	1
	計 (38件		4	4	4	6	1	2	1	1	10
新食品等	新食品 (0件		0	0	0	0	0	0	0	0	0
	GMO (2	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1
	健康食品 (3		0	0	0	1	0	0	0	0	2
	アレルギー (1		0	0	0	0	0	0	0	0	1
	クローン (0		0	0	0	0	0	0	0	0	0
	放射線照射 (0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	ナノテクノロジー (0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(6/10件) その他 (0		0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計 (6件	0	0	0	0	1	0	0	1	0	4
肥料·飼料等	肥料 (0件		0	0	0	0	0	0	0	0	0
	飼料 (2		0	0	2	0	0	0	0	0	0
(2/3件) その他 (0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計 (2件	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0
その他 (22/35件)	表示 (2件	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0
	放射性物質 (1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0
) その他 (19	0	1	2	4	3	5	1	1	0	2
	論文情報 (0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計 (22件	0	1	2	5	4	5	1	2	0	2
海州の金山 書	細菌 (0件	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
海外の食中毒	ウイルス (0		0	0	0	0	0	0	0	0	0
(0/0件) その他 (0		0	0	0	0	0	0	0	0	0
(5, 5]]				·					ŭ		

食品安全関係情報(5月24日~6月6日収集分91件)のうち、主なものの紹介

(詳細及び他の情報については、食品安全総合情報システム(http://www.fsc.go.jp/fsciis/)をご覧下さい)

【化学物質】

- ・オーストラリア・ニュージーランド食品基準機関(FSANZ)、消費者向けにアクリルアミドに関する 情報を公表
- Environmental Health Perspectives 掲載論文:「女性の健康イニシアチブ(WHI: women's health initiative)における食事由来のカドミウム暴露並びに乳がん、子宮内膜がん及び卵巣がんのリスク」

【微生物・プリオン・自然毒】

- Eurosurveillance
 - ・「2011 年 8 月から 2013 年 1 月に発生した欧州連合の複数国における七面鳥肉に関連するサルモネラ・スタンレー集団感染症に関する集学的調査」
 - ・「2014年5月オランダで確認された2人の旅行帰国者の中東呼吸器症候群コロナウイルス (MERS-CoV) 感染 I
- ・欧州疾病予防管理センター(ECDC)、中東呼吸器症候群コロナウイルス(MERS-CoV) に関するリスク 評価書(第10回更新版)を公表
- ・米国疾病管理予防センター(CDC)
 - ・国内4番目となる変異型クロイツフェルト・ヤコブ病(vCJD)の確定症例について発表
 - ・チアシード粉末が原因とみられる Salmonella Newport 及び Salmonella Hartford による 集団感染情報を更新
- ・カナダ保健省(Health Canada)、ロブスターのみそ(tomalley)の摂取について注意喚起(麻痺性貝毒)

【新食品等】

台湾衛生福利部食品薬物管理署、遺伝子組換え食品の表示について再説明

【その他】

- ・欧州連合(EU)、はちみつに関する要件を一部改正(花粉をはちみつの成分とする)
- ·欧州食品安全機関(EFSA)
 - ・法令に基づき再評価される特定の食品添加物のリスク評価のための概念的枠組みに関する声明を公表
 - ・専門家データベースに関する活動の2013年次報告書を公表
- ・ドイツ連邦リスク評価研究所(BfR)、BfR 作成のアプリケーション(アプリ)「子供たちの間で起こる毒物による中毒事故」が、広告コンクールで受賞した旨を公表
- ・アイルランド食品安全庁(FSAI)、一般的な食品表示に関するオンライン教材を公表
- ・シンガポール農食品・獣医局(AVA)、シンガポールは日本産食品に対する輸入規制を緩和する旨を 公表

食品安全委員会が収集したハザードに関する主な情報

〇化学物質——化学物質·污染物質

カナダ食品検査庁(CFIA)、食品安全行動計画: 2010 年から 2011 年の化学物質(生鮮果実類及び野菜類、乳製品並びに乳児用調製粉乳中の過塩素酸量)を対象とした調査の報告書を公表

公表日: 2014 年 5 月 23 日 情報源: カナダ食品検査庁(CFIA)

http://www.inspection.gc.ca/food/chemical-residues-microbiology/chemical-residues/perchlorate/eng/1400161465324/1400161466746

カナダ食品検査庁(CFIA)は5月23日、食品安全行動計画:2010年から2011年の化学物質(生鮮果実類及び野菜類、乳製品並びに乳児用調製粉乳中の過塩素酸量)を対象とした調査の報告書(14ページ)を公表した。

過塩素酸を対象とした調査の主な目的は、カナダの小売店で販売されている乳児用調製粉乳、乳製品並びに生鮮果実類及び野菜類中の過塩素酸量に関するベースラインの調査データを作成することである。

過塩素酸塩は、硝酸塩、カリ鉱床又は大気中で生じる、環境中に天然に存在する化学物質である。また、ロケットの推進燃料、爆薬、発炎筒、花火及びエアバッグのガス発生剤を原因とする環境汚染物質でもある。 過塩素酸塩は容易に水に溶解するので、植物が吸収・蓄積し、過塩素酸で汚染された飼料又は水の摂取を通して動物に移行する。

ヒトは過塩素酸に主に経口摂取により暴露し、生じた過塩素酸イオンは、高い用量では、甲状腺によるヨウ化物の吸収を妨げる可能性がある。ヨウ化物吸収の低下は、代謝及び発達機能の調節をしている甲状腺ホルモンの産生に影響する(訳注;低下させる)。妊婦、胎児、新生児、甲状腺疾患及びヨウ素欠乏症の人は、過塩素酸の暴露に最も感受性が高い。

生鮮果実類及び野菜類の433 検体、乳、チーズ、ヨーグルトといった乳製品の89 検体並びに乳児用調製粉乳の89 検体の合計611 検体をカナダの小売店で収集し、過塩素酸量を測定した。カナダ保健省は、食品中の過塩素酸の基準値を設定していないため、今回の調査では、カナダにおける法令への適合の可否については評価しなかった。

全般的に、生鮮果実類及び野菜類の65%、乳製品の87%及び乳児用調製粉乳の63%において、2ppbから540ppb の範囲の過塩素酸が検出された。今回の調査で調べた農産物の中で、最も高い平均過塩素酸量は、生鮮果実類及び野菜類ではキュウリの48.6ppb及びトマトの44.9ppb、乳製品ではチーズの5.0ppb及びヨーグルトの4.9ppb、乳児用調製粉乳では豆乳から作られた調製粉乳の16.7ppb(販売されている粉末の状態で測定)であった。(訳注:当該野菜類に対するEFSAの暫定基準値は500ppb、BfRが提案している基準値は50ppb)

今回の調査で測定された乳製品並びに大部分の生鮮果実類及び野菜類検体の過塩素酸量は、科学的 文献で報告された量と一致していた。イチゴ、キュウリ、トマト及び乳児用調製粉乳検体中の平均過塩素酸量 は、限られたデータのみが比較可能な状況であったが、科学的文献で報告された大部分の量をわずかに上 回っていた。

今回得られた全てのデータは、将来ヒトの健康リスク評価を実施する際に使用するため、カナダ保健省と共有した。今回の調査で検出された過塩素酸量は、許容できない健康懸念をもたらさないと推定される。さらに、測定された過塩素酸量は、生涯にわたる暴露でも健康懸念を引き起こすこともないと推定される。健康懸念のないことから自主回収の必要はなかった。このような汚染物質は、一般的に ALARA (As Low As Reasonably Achievable)の原則(合理的に達成可能な範囲でできる限り低いレベルに抑える)で対処することから、今回の調査結果に基づいて輸入業者の届出及び過塩素酸を対象とした調査の継続といった適切なフォローアップが開始された。

〇関連情報(海外)

・ドイツ連邦リスク評価研究所(BfR)、欧州連合(EU)が提案する食品中の過塩素酸塩の基準値は不十分とする意見書を公表(2013 年 5 月 30 日)

http://www.fsc.go.jp/fsciis/foodSafetyMaterial/show/syu03900030314

・欧州委員会(EC)のフードチェーン及び動物衛生に関する常任委員会(SCoFCAH)は、食品中の過塩素酸塩の暫定的な基準値について合意した旨を公表(2013年7月16日)

http://www.fsc.go.jp/fsciis/foodSafetyMaterial/show/syu03870010307

・フランス食品環境労働衛生安全庁(ANSES)、過塩素酸イオンに汚染した食品について意見書を公表(2013年11月20日)

http://www.fsc.go.jp/fsciis/foodSafetyMaterial/show/syu03930030475

(ヨウ素について)

- ・欧州食品安全機関(EFSA)、ヨウ素の食事摂取基準に関する科学的意見書を公表(2014年5月7日) http://www.fsc.go.jp/fsciis/foodSafetyMaterial/show/syu04040970149
- ・ドイツ連邦リスク評価研究所(BfR)、ヨウ素の摂取と欠乏予防の Q&A を公表(2012 年 2 月 17 日) http://www.fsc.go.jp/fsciis/foodSafetyMaterial/show/syu03540880314

〇関連情報(国内)

・「京都における環境中過塩素酸塩の動態と農作物などへの影響」、山田 悦ら、環境と安全 vol.3,No.2,2012 野菜などの過塩素酸塩を分析した結果、エダマメ(92.5ppb)、キャベツ(24.7ppb)、牛乳(22.6ppb)で比較的高い過塩素酸塩が検出された。(2009 年)

https://www.jstage.jst.go.jp/article/daikankyo/3/2/3_2_97/_pdf

•厚生労働省、「今後の水質基準等の見直しについて」、第9回厚生科学審議会生活環境水道部会(2010年) 2010年に JECFA が暫定最大一日耐容摂取量(PMTDI)を 0.01mg/kg/day と設定した。日本では 2009年から要検討項目とされており、これを踏まえ、2011年に過塩素酸を水質管理の要検討項目として、目標値 25 μg/Lを設定し、水質管理目標設定項目への格上げが検討されている。

http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r9852000000zbwa-att/2r9852000000zeok.pdf

・厚生労働省、水質基準項目と基準値 水質管理目標設定項目と目標値

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/topics/bukyoku/kenkou/suido/kijun/kijunchi.html

(ヨウ素について)

・厚生労働省、日本人の食事摂取基準(2010年版)

日本人のヨウ素摂取量は、1 日当たりの平均値として、約 1,500 μ g/日と推定される、また、推定平均必要量は 93.9 μ g/日(成人)とされている。

http://www.mhlw.go.jp/shingi/2009/05/s0529-4.html